

子 発 0 1 2 3 第 1 号
社 援 発 0 1 2 3 第 3 号
障 発 0 1 2 3 第 2 号
老 発 0 1 2 3 第 3 号

令和 2 年 1 月 2 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設
を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について

通所施設を設置する場合の要件緩和については、「国又は地方公共団体以外の
者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和に
ついて」（平成 12 年 9 月 8 日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護
局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により定められておりますが、
今般、当該通知を別添のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとい
たしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただ
きますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の
4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添え
ます。

新		旧	
	障 第 6 7 0 号 社 援 第 2 0 2 9 号 老 発 第 6 2 8 号 児 発 第 7 3 2 号 平成 12 年 9 月 8 日		障 第 6 7 0 号 社 援 第 2 0 2 9 号 老 発 第 6 2 8 号 児 発 第 7 3 2 号 平成 12 年 9 月 8 日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長		都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	
厚生省大臣官房障害保健福祉部長		厚生省大臣官房障害保健福祉部長	
厚生省社会・援護局長		厚生省社会・援護局長	
厚生省老人保健福祉局長		厚生省老人保健福祉局長	
厚生省児童家庭局長		厚生省児童家庭局長	
国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて 既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（通知）		国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて 既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（通知）	
従来、社会福祉法人（以下「法人」という。）が通所施設を設置する場合には、 通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該 通所施設の設置者たる法人が所有権を有していることを条件にしてきたところ です。		従来、社会福祉法人（以下「法人」という。）が通所施設を設置する場合には、 通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該 通所施設の設置者たる法人が所有権を有していることを条件にしてきたところ です。	
法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設 の設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設の設置者たる法人が所 有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可 を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、通所施設 は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要があります。		法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設 の設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設の設置者たる法人が所 有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可 を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、通所施設 は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要があります。	
そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の 取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産 の貸与を受けて通所施設を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を 行うこととしましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。		そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の 取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産 の貸与を受けて通所施設を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を 行うこととしましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。	

新	旧
なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。	なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。
記	記
1 要件緩和の内容	1 要件緩和の内容
（１） 既設法人（第一種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち <u>放課後児童健全育成事業</u> 、保育所を經營する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行うものに限る。）が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。	（１） 既設法人（第一種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち保育所を經營する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行うものに限る。）が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
①～③ （略）	①～③ （略）
④ <u>放課後児童健全育成事業所</u> 、保育所又は児童家庭支援センター	④ 保育所又は児童家庭支援センター
⑤～⑧ （略）	⑤～⑧ （略）
（２） （略）	（２） （略）
①・② （略）	①・② （略）
（３） （略）	（３） （略）
2 （略）	2 （略）

障 第 670 号
社援第 2029 号
老発第 628 号
児発第 732 号

(最終改正：令和 2 年 1 月 23 日)

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

社 会 ・ 援 護 局 長

老 人 保 健 福 祉 局 長

児 童 家 庭 局 長

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が
通所施設を設置する場合の要件緩和について」

従来、社会福祉法人(以下「法人」という。)が通所施設を設置する場合には、通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有していることを条件にしてきたところです。

法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設の設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要があります。

そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて通所施設を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1. 要件緩和の内容

(1) 既設法人(第一種社会福祉事業(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げるものに限る。)又は第二種社会福祉事業のうち放課後児童健全育成事業、保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行うものに限る。)が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- ① 障害児通所支援事業所
- ② 情緒障害児短期治療施設(通所部に限る。)又は児童自立支援施設(通所部に限る。)
- ③ 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。))就労移行支援又は就労継続支援に限る。)
- ④ 放課後児童健全育成事業所、保育所又は児童家庭支援センター
- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
- ⑧ 地域活動支援センター

(2) 貸与を受けている不動産については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

- ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合
- ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2. 施行期日

この通知は平成 12 年 9 月 8 日から施行するものとする。